

搭載用として納入する契約物品の契約不適合に関する特殊条項

契約物品の契約不適合に係る修補（良品との取替え及び数量の不足の場合における数量の追加を含む。）若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、

の規定にかかわらず、当該契約物品を搭載した の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合には、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、当該契約物品を納入の日から2年以内に搭載して納入することができないこととなった場合には、乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合を除き、当該契約物品の納入の日から2年以内に発しなければならない。